

平成29年度 事務事業評価シート(詳細)

平成28年度に実施した事業を評価しています

基本情報

事務事業名	全身性障害者介護人派遣事業									
担当部署	福祉部	障害者福祉課	事業コード	6						
所属長	吉田 和博		事業区分	ソフト事業						
予算事業名	福祉サービスの充実			新規・継続	継続					
予算事業コード	会計	10	款	03	項	01	目	03	事業開始年度	平成8年度

1. 事業の位置付け、関連事業及び法令による実施義務等 (Plan)

第四次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)

基本目標(章)	第2章	住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	法令による実施義務	義務ではない
施策	6	障害者福祉の推進	根拠となる法令	なし
取組施策	5	社会参加の拡充	その他実施根拠(条例、要綱等)	川越市全身性障害者介護人派遣事業実施要綱
関連事業	なし			

2. 事業の目的と概要 (Plan)

実施主体	市実施(直営)			
対象(誰・何を対象に)	市内在住の十八歳以上の全身性障害者で、身体障害者手帳を所持し、かつ、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)第二十六条の二に規定する特別障害者手当の支給要件に該当するもの及び脳性まひによる障害の程度が一級の方			
目的(対象をどのようにしたいか)	在宅の重度の全身性障害者に対し、独立自活を目指し生活圏の拡大や社会参加の促進を図る。			
事業の概要(活動内容、実施手段・方法など)	外出等の援助のための介護人を派遣する。			

3. 前年度に立てた計画 (Plan)

例年同様に40人程度の対象者に派遣事業を実施する。

4. 取組実績 (Do)

平成28年度は、37人の派遣対象者に対し、106人の介護人による派遣事業を実施した。

5. 実施にかかるコスト (Do)

(単位:千円)

(1) 支出の部	26年度	27年度	28年度	29年度(見込額)	備考
人件費 A	7,339	7,350	7,350	7,350	
正規職員(1年間の従事人数)	1.00人	1.00人	1.00人	1.00人	
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	
事業費 B	7,725	7,197	6,116	7,971	
賃金	7,725	7,197	6,116	7,971	
総支出(A+B)	15,064	14,547	13,466	15,321	

(2) 収入の部

国庫支出金	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	
地方債	0	0	0	0	
使用料・手数料	0	0	0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	
一般財源	15,064	14,547	13,466	15,321	
総収入	15,064	14,547	13,466	15,321	

6. 指標による分析 (Check)

(1) 活動指標

評価指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度(予定)	単位当たり費用 (下段は前年度)
派遣時間/派遣対象者 (1カ月)	H/月	18.9	17.6	15.0	19.0	899.49
指標の定義・説明	対象者1人に対し1カ月に介護人を派遣した時間数					825.73
指標の定義・説明						#DIV/0!
指標の定義・説明						#DIV/0!

(2) 成果指標

評価指標	単位	26年度	27年度	28年度	29年度目標値	将来目標値	単位当たり費用 (下段は前年度)
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)			#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!
				(目標)		年度	#DIV/0!
				(実績)			#DIV/0!
指標の定義・説明							#DIV/0!

7. 評価 (Check)

項目	評価	評価コメント及び課題等
必要性	D	市が関与することが妥当であるか、時代の潮流や市民ニーズに対して目的や内容が合っているか
		移動支援や通院等介助など国が定めたサービスができ、そちらに移行してきているため市民ニーズは低下していると考ええる。
有効性	A	施策の目標の達成に貢献しているか
		第四次川越市総合計画の取組施策(6 - 5)にその趣旨が記載された事業である。
達成度	B	設定した活動・成果指標の目標を達成しているか
		概ね計画通り達成できている。
効率性	A	民間委託や指定管理者制度の導入は可能か、コスト削減の余地はあるか、受益と負担(補助)の適正化が図られているか
		民間委託できる事業ではなく、適正に実施している。
総合評価	C	国の事業が充実してきたため、市民ニーズが減少してきたことから事業を縮小する方向で検討する。

8. 今後の方向性及び今後の取組(改善策など)(Action)

今後の方向性	縮小
29年度	他の制度と重複している部分がないか、制度内容の確認及び利用者の安全が確保できているか検証する。
30年度	事業を縮小する。

【参考】

(1) 比較参考値(他市での類似事業の例など)

埼玉県の全身性介護派遣事業実施要綱に基づき、市町村単位で実施しているが、さいたま市はH28年度より同様のサービスを提供する別の事業に移行している。

(2) これまでの見直しや改善等の経過

--

全身性障害者介護人派遣事業

1. 事業の目的

川越市内の身体障害者（全身性障害者）が外出等行うときに介護人を派遣し、全身性障害者の生活圏の拡大を図り、社会参加を促進する。

2. 事業の概要

派遣対象者

市内在住の18歳以上の全身性障害者で、身体障害者手帳を所持し、かつ、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の二に規定する特別障害者手当の支給要件に該当するもの及び脳性まひによる障害の程度が一級のものとする。

派遣時間

派遣対象者一人につき一月128時間以内とする。

利用できるサービス

派遣対象者の屋外への手引き、同行、介助その他派遣対象者の外出に当たって必要な用務とする。

利用の流れ

介護人の派遣を受けようとする派遣対象者（全身性障害者）は、派遣を希望する日時等について、当該派遣対象者が推薦した介護人と直接交渉し、介護を依頼するものとする。ただし、推薦した介護人が当該派遣対象者の希望する日時等に介護できない場合は、介護人登録者名簿に登録されている介護人のうちから適当と認める介護人と直接交渉し、介護を依頼できるものとする。

3. 実施根拠（要綱）

川越市全身性障害者介護人派遣事業実施要綱

4. 実績 (H26 - 29年度)

	H26	H27	H28	H29
派遣対象者数	37人	37人	37人	30人
月平均利用者数	18人	15人	15人	13人
30時間以上 月平均利用者数	10人	10人	7人	7人
総利用時間数	8,396時間	7,822時間	6,647時間	1,480時間
事業費	7,724,320円	7,197,240円	6,115,240円	1,361,600円

29年度は4 - 6月実施分まで

5. 他市事例

全身性障害者の外出支援について県内20万人以上の市比較表

市名	外出の支援の種類について	備考
川越市	・全身性障害者介護人派遣事業 ・障害者等移動支援事業	
さいたま市	・移動支援事業	過去に全身性障害者介助人派遣事業を実施 他事業へ移行 (H28年度より)
川口市	・全身性障害者介助人派遣事業 ・障害者(児)移動支援事業	
越谷市	・全身性障害者介護人派遣事業 ・障害者等派遣事業	
所沢市	・全身性障害者介護人派遣事業 ・障害児・者移動支援事業	
草加市	・全身性障害者等介護人派遣事業 ・移動支援事業	
春日部市	・全身性障害者介護人派遣事業 ・移動支援事業	
上尾市	・移動支援事業	

6. 類似事業

事業名

障害者等移動支援事業

事業の目的

屋外での移動に困難がある障害者等について、外出時の移動支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けている者のうち屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者（児）、全身性障害者（児）及びこれに準ずる者療育手帳の交付を受けている者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

移動支援事業における全身性障害者の定義は、身体障害者手帳の肢体不自由の程度が1級に該当する者であって、両上肢体及び両下肢の機能障害を有する者とする。

実施根拠（要綱）

川越市障害者等移動支援実施要綱

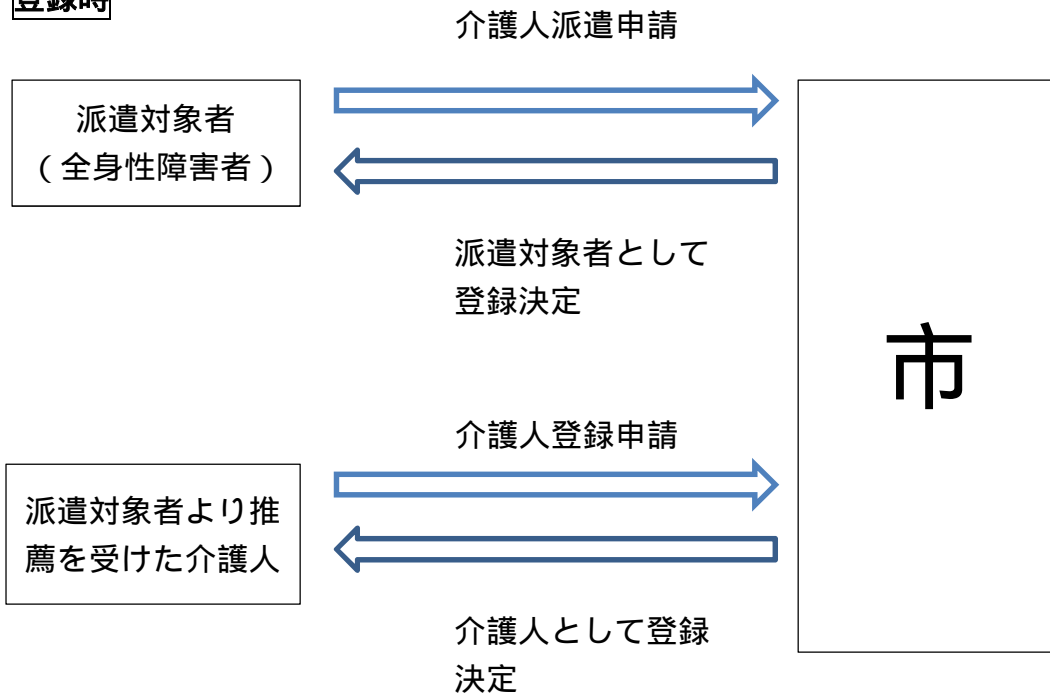
類似事業との比較表

	全身性障害者介護人派遣事業	障害者等移動支援事業
対象者	<p>市内在住の18歳以上の全身性障害者で、身体障害者手帳を所持し、その障害の程度が以下のいずれかに該当する者</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の二に規定する特別障害者手当の支給要件に該当する者</p> <p>脳性まひによる障害の程度が一級の者</p>	<p>市内に住所を有し、在宅で生活する障害者（児）で以下のいずれかに該当する者</p> <p>身体障害者手帳（全身性障害）の交付を受けている者</p> <p>療育手帳の交付を受けている者</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>
支援者	<p>派遣対象者の推薦を受けた、以下のいずれかに該当する者</p> <p>所定の研修を終えた者（派遣対象者の親族（父母、兄弟姉妹、子及び配偶者）を除く）</p> <p>付添い介助等の経験を有する者</p>	<p>川越市から移動支援事業所登録を受けた事業所に勤務する従事者のうち、指定居宅介護等の提供に当たる者</p>
派遣・利用時間	月128時間	月30時間
支援の内容	<p>屋外への手引き、同行、介助その他派遣対象者の外出に当たって必要な用務</p>	<p>以下のいずれかに該当する外出に当たって必要な用務（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）</p> <p>社会生活上必要不可欠な外出</p> <p>余暇活動等の社会参加のための外出</p>
利用者負担	負担なし	<p>原則1割負担</p> <p>所得状況により減免あり</p>

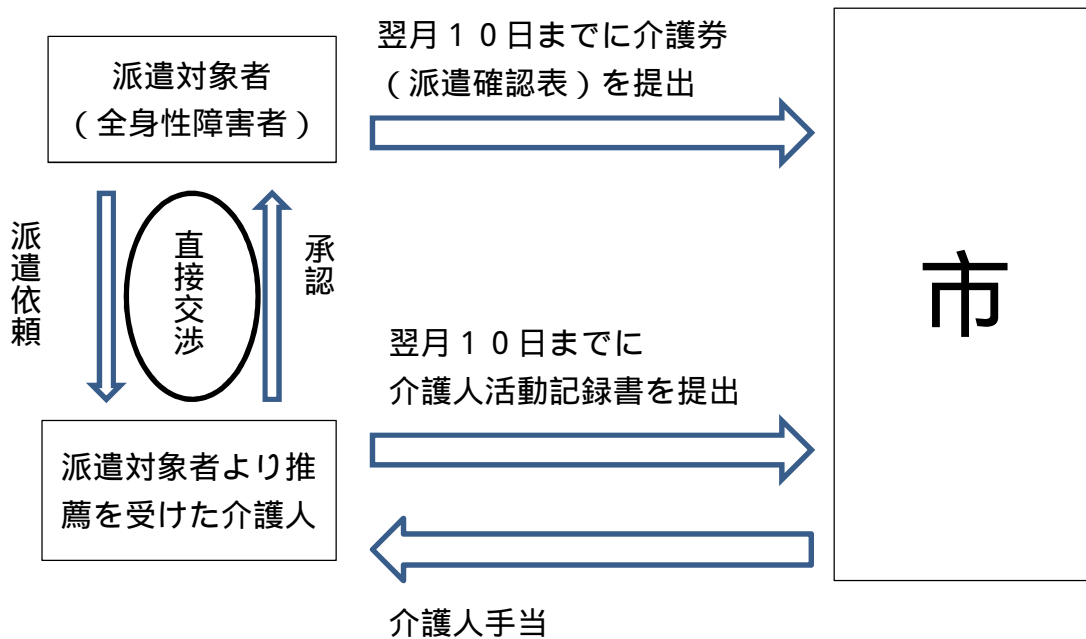
サービス利用フロー図

全身性障害者介護人派遣事業

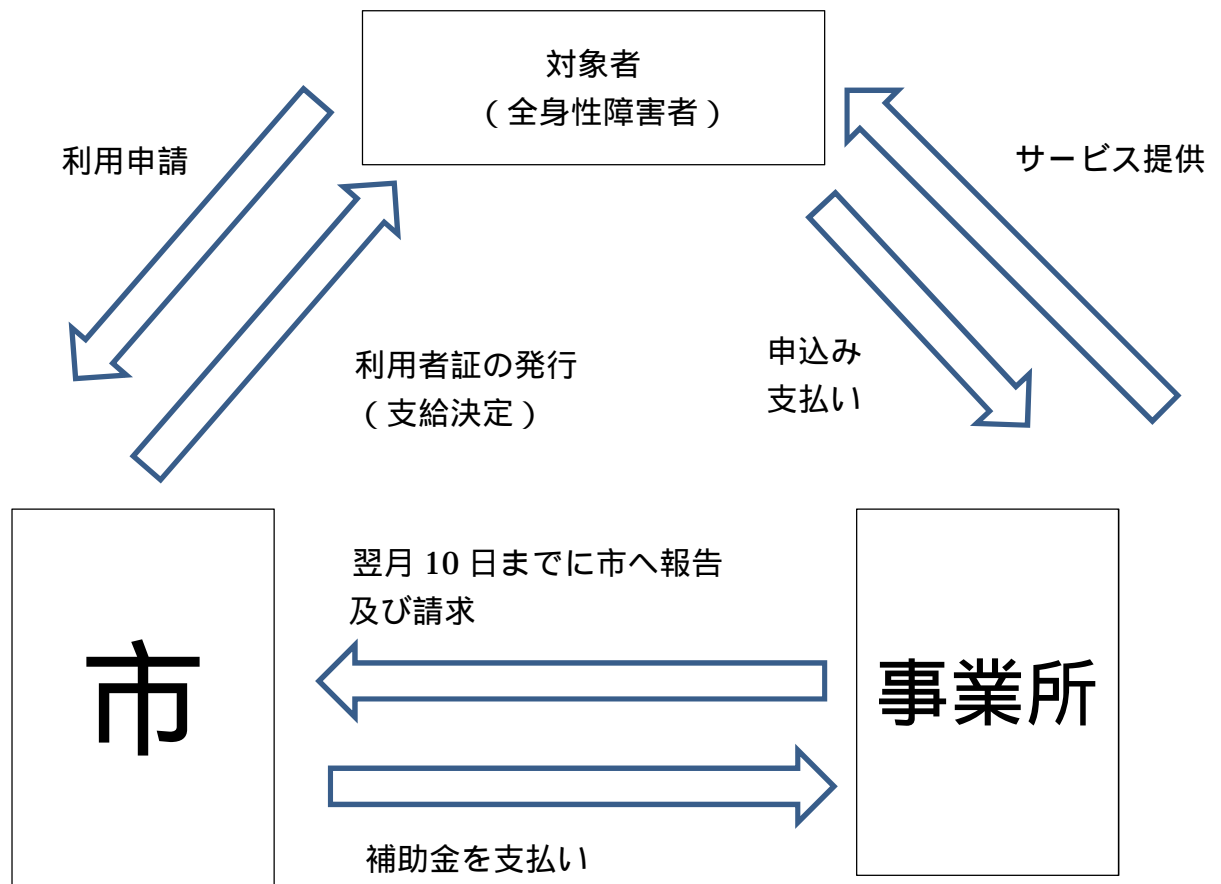
登録時



利用時



地域生活支援事業移動支援



川越市全身性障害者介護人派遣事業実施要綱

(目的)

第一条 この要綱は、独立自活を目指す在宅の重度の全身性障害者に対して、外出援助等のための介護人を派遣することにより、全身性障害者の生活圏の拡大を図り、もってその社会参加を促進することを目的とする。

(派遣対象者)

第二条 派遣対象者は、市内在住の十八歳以上の全身性障害者で、身体障害者手帳を所持し、かつ、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第二十六条の二に規定する特別障害者手当の支給要件に該当するもの及び脳性まひによる障害の程度が一級のものとする。

(介護人の登録等)

第三条 市長は、派遣対象者の推薦に基づき、所定の研修を終えた者について、審査の上、適当と認められた者を介護人として登録するものとする。ただし、派遣対象者の親族（派遣対象者の父母、兄弟姉妹、子及び配偶者をいう。）を当該派遣対象者の介護人として登録することはできない。

- 2 市長は、付添い介助等の経験を有する者については、前項本文の規定にかかわらず、所定の研修を終えた者とみなして登録することができる。
- 3 介護人として登録を受けようとする者は、介護人登録申請書（様式第一号）により、市長に申請するものとする。
- 4 市長は、前三項の規定により介護人として適当と認める者について、介護人登録者名簿を調製し、備え付けておくものとする。
- 5 介護人は、介護を行うに当たって知り得た個人の秘密を守らなければならない。介護人登録を辞退した後も、また、同様とする。

(派遣の申請)

第四条 介護人の派遣を受けようとする者又はサービスの内容を変更しようとする者は、介護人派遣（変更）申請書（様式第二号）により市長に申請するものとする。

(派遣の決定及び登録)

第五条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、派遣の要否及びサービスの内容を決定し、介護人派遣決定（変更）通知書（様式第三号）又は介護人派遣（変更）申請却下通知書（様式第四号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により派遣を決定した派遣対象者について派遣対象者名簿を作成し、これに記録しておくものとする。

(派遣時間及び介護の内容)

第六条 介護人の派遣時間は、派遣対象者一人につき一月百二十八時間以内とする。

- 2 介護人による介護の内容は、派遣対象者の屋外への手引き、同行、介助その他派遣対象者の外出に当たって必要な用務とする。

(介護券)

第七条 市長は、第五条第二項の規定により派遣対象者名簿に記録した派遣対象者に対し、介護券（様式第五条）を交付するものとする。

- 2 派遣対象者は、介護券一枚で一月分の介護人の派遣が受けられるものとする。
- 3 派遣対象者は、介護人の派遣を受けたときは、当該介護人に介護券を提出するものとする。この場合において、介護人は、当該派遣対象者の介護券に派遣日、介護人氏名、派遣時間及び 残りの派遣時間を記載するものとする。
- 4 派遣対象者は、前項の規定により記載された内容を確認の上、介護人の派遣を受けた月の翌月十日までに、当該介護券を市長に提出するものとする。

(派遣の依頼)

第八条 介護人の派遣を受けようとする派遣対象者は、派遣を希望する日時等について、当該派遣対象者が推薦した介護人と直接交渉し、介護を依頼するものとする。ただし、推薦した介護人が当該派遣対象者の希望する日時等に介護できない場合は、介護人登録者名簿に登録されている介護人のうちから適当と認める介護人と直接交渉し、介護を依頼できるものとする。

- 2 推薦する介護人のない派遣対象者は、介護人登録者名簿に登録されている介護人のうちから適当と認める介護人と直接交渉し、介護を依頼できるものとする。

(報告)

第九条 介護人は、介護に係る活動内容を明記した介護人活動記録書（様式第六号）を介護を行った月の翌月十日までに市長に提出し、活動の報告を行うものとする。

(介護人の登録取消し)

第十条 市長は、次に掲げる場合には介護人の登録を取り消すことができる。

- 一 介護人から介護人登録辞退届（様式第七号）の提出があった場合
- 二 介護人が前条の規定による報告を偽った場合

(介護人派遣の辞退又は停止)

第十一条 派遣対象者が、介護人の派遣を辞退し、又は停止しようとするときは、介護人派遣辞退（停止）届（様式第八号）により、市長に届け出なければならない。

(介護人手当)

第十二条 市長は、第七条第四項の規定により提出された介護券及び第九条の規定により提出された介護人活動記録書の内容を審査の上、介護人に対し、介護一時間につき九百二十円として 算定した手当を支給するものとする。

(費用の負担)

第十三条 派遣対象者に係るこの事業による介護人の派遣に要する費用は、無料とする。ただし、外出に伴う交通費その他の実費については、介護人の分も含めて派遣対象者の負担とする。

(委託)

第十四条 市長は、介護人の派遣対象者及びサービスの内容の決定又は変更を除き、この事業の一部を社会福祉法人川越市社会福祉協議会に委託することができる。

(その他)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、全身性障害者介護人派遣事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 川越市全身性障害者介護人派遣事業実施要綱（平成四年告示第二百十六号）は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に附則第二項の規定による廃止前の川越市全身性障害者介護人派遣事業実施要綱の規定により登録されている派遣対象者及び介護人は、この告示の規定により登録又は記録された派遣対象者及び介護人とみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

川越市障害者等移動支援実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害者等について、外出時の移動支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者等 次に掲げる障害者及び障害児をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、屋外で活動するのに著しい困難を伴う視覚障害者（児）、全身性障害者（児）及びこれに準ずる者

イ 埼玉県療育手帳交付要綱（平成14年7月23日埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けている者

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 移動支援 障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動の支援をいう。

(移動支援事業所)

第3条 移動支援を行おうとする事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者で、居宅介護を行う事業者とする。

(事業所登録)

第4条 移動支援を行おうとする事業所は、川越市障害者等移動支援事業所登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録することを決定したときは、川越市障害者等移動支援事業所登録決定通知書(様式第2号)により、登録しないことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(サービス提供者)

第5条 サービス提供者は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)に勤務する従業者のうち、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)第1条各号に該当するものとする。

(登録事業所の届出義務)

第6条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき、事業を中止するとき又は廃止するときは、速やかに川越市障害者等移動支援事業所登録変更・中止・廃止届(様式第3号)を市長に届け出なければならない。

(対象者)

第7条 移動支援の対象者は、市内に住所を有し、在宅で生活する障害者等で、市長が外出時に支援が必要と認めた者とする。ただし、同様の支援が法に基づく障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法(平成9年法律第123号)において利用できる場合は、対象者としなない。

2 法第19条第3項及び法附則第18条第2項に規定する居住地特例により、本市の支給決定を受けて、市外の共同生活介護又は共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)に入居している者は対象外とする。ただし、共同生活住居の所在する市町村において、同様の移動支援を受けられない場合は、この限りでない。

(申請)

第8条 移動支援を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、川越市障害者等移動支援利用登録申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用登録決定)

第 9 条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用登録の可否を決定し、利用登録を決定したときは、川越市障害者等移動支援利用登録決定通知書（様式第 5 号）により、利用登録しないことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用登録の決定を受けた者に対し、川越市障害者等移動支援利用者証（様式第 6 号）（以下「利用者証」という。）を交付するものとする。

(利用上限時間)

第 10 条 利用時間は、申請者等の意向等を踏まえ、決定するものとし、月 30 時間を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用料)

第 11 条 利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）は、利用料として、第 17 条の規定による基準額から、登録事業所に対する補助額を差し引いた金額を当該登録事業所に支払うものとする。なお、2 人のサービス提供者により、サービス提供を受けた場合は、それぞれについて同様の金額を支払うものとする。

(利用者等の負担上限月額)

第 12 条 利用者等の利用料の一箇月の負担上限額については、利用登録の申請を行った月の属する年度（利用登録の申請が 4 月から 6 月までの間にあつては前年度）における当該利用者世帯の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市民税（同法の規定による町村民税及び区民税を含む。以下同じ。）の課税状況等に応じて次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民税の課税世帯 37,200 円
- (2) 市民税の非課税世帯 0 円
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成

19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)

を受けている者のいる世帯(以下「生活保護世帯等」という。) 0円

- 2 前項に規定する世帯とは、利用者及び配偶者とする。ただし、利用者が障害児にあっては、利用者が属する住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する世帯とする。

(変更申請等)

第13条 利用者等の状況が変わったことにより、利用時間等の変更をしようとするときは、川越市障害者等移動支援利用登録変更申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合は、市長は利用者等の状況を勘案し、変更の可否を決定し、川越市障害者等移動支援利用登録変更決定通知書(様式第8号)により、変更登録しないことを決定したときはその旨を、当該申請者に通知するものとする。

(利用の取消し)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の規定による利用登録の決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、その旨を利用者等に通知するものとする。

(利用者の届出義務等)

第15条 利用者等は、次に掲げる場合に該当するときは、川越市障害者等移動支援利用登録変更・中止届(様式第9号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 利用の中止又は廃止をしようとするとき。

- 2 利用者等は、利用者証の破損、紛失その他の理由により、利用者証の再交付を受けようとするときは、川越市障害者等移動支援利用者証再交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 市長は、登録事業所に対し、移動支援の運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例(昭和43年条例第10号。)社会福祉法人に対する助成の手続を定める規則(昭和54年規則第28号。以下「助成規則」という。)及び川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助額等)

第17条 前条の経費に対する補助額は、サービス時間、身体介護の有無等を考慮して算定するものとし、別表1及び別表2に掲げる額に、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)第1項の表の上欄に掲げる登録事業所が所在する地域区分及び同表中欄に掲げるサービス種類が居宅介護のときの同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額(1円未満に端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額。以下「基準額」という。)の市民税が課税されている世帯は、100分の90に相当する額(1円未満に端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)市民税が課税されていない世帯又は生活保護世帯等については100分の100に相当する額とする。

- 2 利用者が市民税の課税されている世帯に該当する場合において、当該利用者の一箇月の基準額の合計から補助額を控除した額が、37,200円を超えたときは、その超えた額の100分の100を補助するものとする。

(申請書の様式等)

第18条 補助金規則第4条第1項の申請は、様式第11号のとおりとする。

- 2 補助金規則第4項第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。
- 3 助成規則第2号の市長の定める日及び補助金規則第4条第1項の市長の定める期日は、当該補助金に係る年度の4月末日とする。

(交付決定通知書の様式)

第19条 補助金規則第7条第1項に規定する交付決定通知書は、様式第12

号のとおりとする。

（補助金の申請額の変更）

第20条 補助金の交付の決定後に生じた事業の変更により、補助金の申請額を変更しようとするときは、川越市障害者等移動支援補助金変更交付申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請額算出書

(2) 収入支出予算書

3 市長は、補助金の変更を決定したときは、当該変更の申請をした者に川越市障害者等移動支援補助金変更交付決定通知書（様式第14号）を当該変更の申請をした者に交付するものとする。

（補助金の請求）

第21条 補助金の請求は、各月分を翌月10日までに行わなければならない。

2 前項に規定する補助金の請求は、様式第15号により行わなければならない。

（実績報告書の様式等）

第22条 補助金規則第13条に規定する報告書は、様式第16号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 精算額算出書

(2) 収入支出決算書

（確定通知書）

第23条 補助金規則第14条第1項に規定する補助金の確定通知は、様式第17号により行うものとする。

（利用者の遵守事項）

第24条 利用者等は、利用者証を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

（登録事業所の取消し等）

第25条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかを遵守していないと認められたときは、登録事業所に対して指導を行い、又は登録の取消しを行うこ

とができる。

- (1) 登録事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (2) 登録事業所は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。
- (4) 登録事業所及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。
- (5) 登録事業所及び従業者は、利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。
- (6) 登録事業所は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。
- (7) 登録事業所は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての書類を整備し、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 川越市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日部長決裁）
 - (2) 川越市障害者移動支援事業補助金交付要綱（平成18年9月29日市長決裁）
- 3 この要綱の施行日前に前項第1号の規定による廃止前の川越市障害者移動支援事業実施要綱第4条の規定により登録を受けている事業所は、第4条の規定により登録を受けた事業所とみなす。

- 4 この要綱の施行日前に第2項第2号の規定による廃止前の川越市障害者移動支援事業補助金交付要綱第17条第7項の規定による帳簿及び証拠書類については、第25条第7号に規定する帳簿及び証拠書類とみなし、同項の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。